

平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 第 2 回ワーキンググループ③（主な意見）

1 内 容

- (1) 日 時 平成 29 年 12 月 12 日（火）13:30～15:30
- (2) 出席委員 崎山委員（座長）、北野委員、岡本委員、竹下委員、佐野委員
- (3) 検討事項 解消法の上乗せ・横出しの範囲、解決の仕組みについて議論する。

2 主な意見

① 相談機関について

- ・地域相談員と広域専門相談員を置くべきではないか。
- ・身近な地域相談員については 7 福祉圏域ごとに複数人配置する。地域相談員の選出は圏域にまかせ、例えば自立支援協議会、働き・暮らし応援センター、身障・知的相談員 etc 圏域ごとに違ってよい。
- ・地域相談員の人数は、各圏域の人口や実情に応じて、異なってもよいのでは。
- ・地域相談員の上に、千葉県の条例のような広域専門相談員を 7 福祉圏域ごとに 1 名以上の配置できないか。
- ・相談員の配置をすべて新たな公的な費用をかけてする必要はない。既存の機関の活用や民間の資金の活用をすればいいのではないか。モデル事業のように 1 圏域分だけの公的な費用をかけるなどはどうか。
- ・県と市町は対等な立場なので、県の条例で、例えば相談を第一には市町の相談窓口にするということを規定するのは難しい。併存し、相談者が選択できる形でよいのではないか。
- ・受け付ける相談の範囲は、当事者だけではなく、家族や支援者、関係者、事業者や既存の相談機関（市町は事業所）からの相談も含め、幅広く対象とすることが必要ではないか。
- ・相談員は弁護士である必要はなく、例えばソーシャルワーカーなどで社会モデルや合理的配慮について理解がある人がよいのではないか。

② 解決の仕組みについて

- ・第三者機関はすべて当事者で構成できないか。
- ・第三者機関については、委員構成に当事者は必要だが、公平性や専門性の観点から事業者や弁護士も委員とすべき。
- ・あっせん案をだして、両当事者が合意したらあっせん案を実行していくことになるが、第三者機関に当事者だけが入っていると、当事者側の意見しか聞いてもらえないと懸念され、話し合いの場にさえも相手方がでてこなくなる。建設的な対話をするためには、事業者側、市民側、第三者的な立場の弁護士も入れておく必要があるのではないか。

- ・この条例のあっせん委員会として障害者差別解消支援地域協議会以外の委員会を新たに作ると運用や障害者差別解消支援地域協議会との関係性が難しいため、障害者差別解消支援地域協議会を活用すべきではないか。
- ・法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の委員は充て職の委員もおられ、人数も多いことから差別事例が起こったときに迅速に対応できるのか疑問。
- ・障害者差別解消支援地域協議会の中にあっせん合議体を作り、多様な意見を反映、公平性の担保のため、その合議体に弁護士や知的障害の当事者など臨時委員を入れるイメージ。

③ 実効性確保のための措置

- ・公表までは必要だが、罰則は規定できないのでは。
- ・この条例で罰則まで設けるのはハードル高い、青少年健全育成条例のように罰則が設けられている条例には他府県横並びで罰則が設けられている。この条例の目的を、相互理解の上で障害のない人に理解を広げていくということとするなら、罰則を設けるのは乱暴ではないか。
- ・よいところをほめる戦略が必要。
- ・個人の場合は、あっせん、勧告まであり得る。あっせんは、話し合いなので双方が納得できる解決案を示すということで、制度設計として個人を含めることはありえる。ただし、個人まで含めると様々な事案が入ってきて、対応が困難な側面もある。
- ・運営適正化委員会では事業者側からの相談・あっせんも受け付けている。障害のある方への配慮の具体例の相談をどこにしていかわからないという事業者も多いと思うので、当事者以外から相談・申立てを受け付けるか検討する。
- ・未然防止策にも力を入れてほしい。虐待防止法のように差別を見つけた人は誰でも相談できるという仕組みを作り、研修や周知も実施する。県民にも協力してもらおうということで、身近な条例と感じられるのではないか。